

訂 正 表

「令和4年版 共済組合法関係法令集」10ページ：法第2条第1項第2号につきまして誤りがございました。お詫びするとともに下記のように訂正させていただきます。

訂正後

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。

イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの

ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの

訂正前

二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。

また、訂正いたしました当該ページを弊社ホームページ：<https://zaik.jp/books/553-0.html>にて掲載をさせていただきます。

<p>国家公務員共済組合法</p>	<p>国家公務員共済組合法施行令</p>	<p>国家公務員共済組合法施行規則</p>	<p>国家公務員共済組合法等の運用方針</p>
<p>二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者（以下「後期高齢者医療の被保険者」という。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）その他健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものであつて、日本国内に住所を有するもの又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものをいう。</p> <p>イ 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>ロ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの</p> <p>ハ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの</p>	<p>（被扶養者）</p> <p>第三条 法第二条第一項第二号に規定する主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族に係る扶養の事実の認定の例及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）における被扶養者の認定の取扱いを参酌して、財務大臣の定めるところによる。</p>	<p>（被扶養者）</p> <p>第二条の五 法第二条第一項第二号に規定する健康保険法第三条第七項ただし書に規定する特別の理由がある者に準じて財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 日本の国籍を有しない者であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として財務大臣が定める活動のうち、本邦に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの</p> <p>二 日本の国籍を有しない者であつて、入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として財務大臣が定める活動のうち、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの</p> <p>2 法第二条第一項第二号に規定する日本国内に生活の基礎があると認められるものとして財務省令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 外国において留学をする学生</p> <p>二 外国に赴任する組合員に同行する者</p>	<p>5 勤務時間が月単位で定められている者に係る施行令第二条第一項第八号又は第九号の規定の適用にあつては、一月の所定勤務時間を十二分の五十二で除して得た数をもつて「所定勤務時間」とする。</p> <p>第一項第二号</p> <p>1 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者であるものは、これを被扶養者として取り扱わないものとする。</p> <p>2 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しないものとする。</p> <p>(1) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第十一条第一項に規定する扶養手当又はこれに相当する手当を国、地方公共団体その他から受けている者</p> <p>(2) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者</p> <p>(3) 年額百三十万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部又は一部が国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく年金たる給付その他の公的年金たる給付（以下この号において「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は六十歳以上の者であつてその者の所得の全部又は一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、百八十万円以上の所得がある者</p> <p>3 前項第三号の所得は、被扶養者としようとするときに於ける恒常的な所得の現況に</p>